

図表 4 学校設置者等となる対象施設・事業

分類	施設・事業
学校教育法 関係	・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（法第2条第3項第1号イ） ・ 専修学校（高等課程）（同号ロ）
認定こども園 関係	・ 幼保連携型認定こども園（同号ハ） ・ 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園（同号ニ）
児童福祉法 関係	・ 児童相談所（一時保護施設を含む。）（同号ホ） ・ 指定障害児入所施設等（同号ヘ） ・ 乳児院（同号ト） ・ 母子生活支援施設（同号チ） ・ 保育所（同号リ） ・ 児童館（同号ヌ） ・ 児童養護施設（同号ル） ・ 指定障害児入所施設以外の障害児入所施設（同号ヲ） ・ 児童心理治療施設（同号ワ） ・ 児童自立支援施設（同号カ） ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援）（法第2条第3項第2号イ） ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（同号ロ） ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（同号ハ） ・ 登録一時保護委託者（法第2条第3項第3号）

図表 7 民間教育保育等事業者となる対象事業

分類	事業
教育関係	・ 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第2条第5項第1号） ・ 高等課程類似教育事業（同項第2号、規則第4条） － 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）に基づき独立行政法人海技教育機構が実施する海技士教育科海技課程（本科） － 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に基づき実施する普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とする訓練に限る） － 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき設置される陸上自衛隊高等工科大学における教育課程 ・ 民間教育事業（同項第3号、令第1条）
児童福祉関係	・ 指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業）（同項第4号から第7号まで） ・ 児童自立生活援助事業（同項第8号） ・ 放課後児童健全育成事業等（同項第9号、規則第5条） ・ 子育て短期支援事業（同項第10号） ・ 一時預かり事業（同項第11号） ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（同項第12号） ・ 病児保育事業（同項第13号） ・ 意見表明等支援事業（同項第14号） ・ 妊産婦等生活援助事業（同項第15号） ・ 児童育成支援拠点事業（同項第16号） ・ 認可外保育事業（同項第17号）
障害福祉サービス関係	・ 指定障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）（同項第18号）

- 児童福祉法等に基づく事業であっても、専ら保護者がいる環境で教育、保育等を提供するものや、各種支援を行う拠点（場所）の提供を主な目的とするもの、当事者同士の交流を主な目的とするものなどについては対象としていない。
- 例えば、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、地域においてこどもの預かりの援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行いたい者（提供会員）をマッチングした上で、当事者間の契約により、こどもの預かりが行われるものであり、こどもに教育、保育等を提供する事業ではなく、あくまでも会員間の連絡調整、マッチング等を行うものであるため、対象としていない。
- また、里親については、教育、保育等の役務を提供する事業者にあらず、個人として委託児童の保護者となり、その自宅で児童を養育するものであるため、対象としていない（※）。